## 雫石町監査委員告示第7号

先に地方自治法第 199 号第 9 項の規定に基づき報告した、令和 2 年度財政援助団体等 監査結果にかかる指摘事項について、改善措置が報告されたので、同条第 14 項の規定に 基づき、当該文書(写し)を別紙のとおり公表する。

令和2年10月1日

栗石町監査委員 枇 杷 惠 同 小 田 純 治 零石町監査委員 枇杷 惠 様 零石町監査委員 小田純治 様

### 雫石町長 猿子 恵久

財政援助団体等監査の指摘事項に基づき講じた措置について 標記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 指摘事項及び措置方針
- (1) 株式会社しずくいし(出資団体)

#### [指摘事項]

① 銀河ステーション南口の活用方法について、過去にも活用方針を検討するよう指摘 してきたが、一向に活用方法が示されず現在に至っている。ついては、観光協会・商 工会・町内会等を巻き込んだ組織づくり、活性策を検討されたい。

#### [措置方針]

- ① 銀河ステーション南口広場はイベントの開催を想定した施設として整備したものでありますが、これまでイベントの開催計画が無いまま現在に至っている状況です。 今後、平成20年度に整備した農林産物直売・食材提供供給施設の設置目的を踏まえ、南口の有効活用について検討を進めます。
- (2) 「雫石町老人憩いの家 鴬宿荘」の指定管理

#### 「指摘事項〕

- ① 施設の修繕について、10万円以上のものを受任者が実施している案件があった。ついては、基本協定第15条第3項の規定に基づき適切に処理されたい。
- ② 使用できない備品が多く見受けられたことから、速やかに不用の決定と処分を行われたい。

# [措置方針]

- ① 受任者と基本協定の内容を十分に確認し、協定書に基づき適切に処理するよう改善します。
- ② 速やかに使用できない物品を確認し、適切に処分します。